（交通安全対策特別交付金等に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　平成二十六年度の交通安全対策特別交付金に限り、第九条の規定による改正後の交通安全対策特別交付金等に関する政令第二条中「二月」とあるのは「三月」と、同令第五条第一項中「及び第二号に掲げる額の合算額」とあるのは「に掲げる額」と、「同項」とあるのは「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第七十六号）附則第二十六条の規定により読み替えられた同項」と、「二月」とあるのは「三月」と、同令第十条及び第十一条第一項の表九月の項中「二月」とあるのは「三月」とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十三号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

別表中

「五、六六〇円	七、三五二円	八、六七〇円	九、六一二円	一〇、四一一円	
四、二四三円	四、九二六円	五、八六四円	六、八五三円	七、八一五円	

」を

「五、九四三円	七、七二〇円	九、四〇〇円	一〇、六五三円	一一、	
五、〇二〇円	六、〇四八円	六、八八〇円	八、〇七八円	八、	

一一、〇八五円
八、五〇九円」

五三八円	一二、二八五円		
九九八円	九、四七五円」		

に改め、同表の備考第二号㈡中「医師及び歯科医師にあつては四年、薬剤師にあつては五年」を「四年」に改め、同号中㈢を削り、㈣を㈢とし、㈤を㈣とし、㈥を㈤とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の別表の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

文部科学大臣　下村　博文
内閣総理大臣　安倍　晋三

私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十四号

私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の一部の施行に伴い、及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）附則第十二条の四の二第六項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の表以外の部分中「第十一条の八の三十一本文」の下に「、附則第六条の二の十の二各号」を加え、同表第十一条の八の三十一本文の項の次に次のように加える。

附則第六条の二の十の二第四号	障害共済年金	法による障害共済年金

第八条第三項中「第四項まで」を「第三項まで」に改め、同条第四項中「禁錮」を「禁錮」に、「第四項まで」を「第三項まで」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令の一部改正）

2　法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「同条第十一項」を「同条第十三項」に改める。

法務大臣　谷垣　禎一
文部科学大臣　下村　博文
内閣総理大臣　安倍　晋三

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三